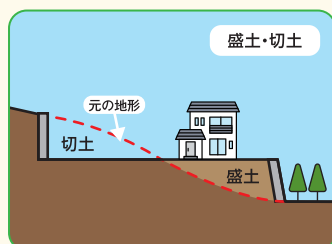


無許可・危険な盛土等についてお知らせください

令和3年7月、静岡県熱海市で大雨に伴う大規模な土石流が発生し、甚大な被害が生じたことから、危険な盛土等に伴う災害から人命を守るため、盛土規制法が令和5年5月26日に施行されました。青森県では、令和8年4月1日から盛土規制法に基づく規制を開始します。

盛土等とは? … 盛土・切土・土石の仮置きのこと



- (例)
- ・宅地を造成するための盛土・切土
 - ・太陽光発電施設の設置のための盛土・切土
 - ・残土処分場における盛土・切土
 - ・土砂、土石のストックヤードにおける仮置きなど

不審な盛土等を見かけたら

許可・届出済みの盛土等は次の対応がとられています。

1

県又は市が許可地をHPで公表しています



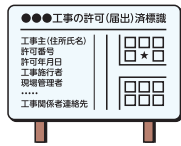
2

工事主が周辺住民に事前周知をしています



3

工事現場に看板(標識)が掲示されます



標識が無いなど不審な盛土等を見かけたら裏面の問い合わせ先へご連絡ください。

令和8年4月1日から盛土等を行う場合は許可または届出が必要です。

注意

無許可で盛土を行うなど悪質な場合は罰則の対象になります。

● 最大で拘禁3年以下・罰金1,000万円以下 ● 法人に対しては最大3億円以下

盛土等についてのQ&A

Q1

規制開始後、自分の土地についてどのような手続きが必要になりますか？

盛土や切土、擁壁（ようへき 高低差のある土地で土砂が崩れるのを防ぐために設置するもの）などの工事を行わない限り、特に手続きは必要ありません。

一方で、土地所有者等には、規制開始前に行われた盛土等も含め、土地を常に安全な状態に維持する責任があります。そのため、土地所有者等が把握していない盛土等でも、周囲の安全確保のため、県又は市からの命令により、状況の改善を求めることがあります。自分の土地の盛土等が周囲に危険を及ぼさないよう、注意してください。

※下記のような現象が見られる場合は注意が必要です。

<盛土の割れ>



<地下水の流出>



<擁壁の割れ>



Q2

土地を買う時に不動産屋さんから説明がありますか？

規制開始後に不動産取引（売買、交換、賃借）を行う場合は、宅地建物取引業法に基づき契約前に行われる重要事項説明において、盛土規制法に基づく制限の内容が説明されることになります。

Q3

許可を受けていない盛土工事はどのように見分けられますか？

許可対象の工事である場合、許可後に許可権者（青森県、青森市、八戸市）のホームページで公表されるほか、工事中は現場に標識が設置されます。なお、許可対象外の工事もありますので、詳しくは各ホームページをご確認ください。

お問い合わせ先

※青森市・八戸市については、各市が許可権者（許可申請・届出先）となります。

青森県 県土整備部 都市計画課 tel.017-734-9871 ✉morido@pref.aomori.lg.jp

青森市 都市整備部 建築指導課
tel.017-752-8295

✉ kenchiku-shido@city.aomori.aomori.jp

八戸市 都市整備部 建築指導課
tel.0178-43-9136

✉ kenchikusido@city.hachinohe.aomori.jp

県盛土規制法
ホームページ



青森県 盛土規制法

